

浜松市専門的予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が実施する専門的予防接種について、必要な事項を定める。

(専門的予防接種)

第2条 予防接種法(昭和23年法律第68号)で定める定期予防接種の委託医療機関の医師(以下「接種医」という。)が、次に該当すると判断した場合に浜松市は、専門的予防接種を行うものとする。

(1) 接種対象者が基礎的疾患を有するため、接種する際に注意を要する場合

(2) 接種対象者が、予防接種のワクチン成分に対してアレルギーを疑う症状を有する場合
(対象者)

第3条 専門的予防接種の対象者は、浜松市に居住する者及び「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」に基づく避難住民のうち、予防接種法施行令第1条の2の定める年齢の者とする。

(予防接種の種類)

第4条 専門的予防接種の種類は、予防接種法におけるA類疾病とする。

(接種費用)

第5条 専門的予防接種のうちワクチン接種に要する費用は、市が負担する。

2 専門的予防接種を行うにあたり必要な検査等の費用は、接種者が負担する。

(公費負担の任意接種)

第6条 専門的予防接種を行うべき者で、浜松市が行政措置として行う任意の予防接種のワクチン接種に要する費用は、市が負担する。

(ワクチンの選択)

第7条 各感染症を予防するワクチンを複数選択できる場合は、専門的予防接種を行う医師が選択するものとする。

(手続き)

第8条 接種医は、専門的予防接種が必要と認めた場合は、接種対象者の保護者に確認書及び専門的予防接種申込書(別記様式)を交付する。

2 前項の保護者は、専門的予防接種を希望する場合は、確認書及び専門的予防接種申込書を市長に提出する。

3 市長は、前項の申込書等を受理した場合は、必要書類を添えて専門的予防接種の委託医療機関に接種の依頼をする。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所

保護者 氏 名

電話番号

専門的予防接種申込書

専門的予防接種を受けたいので、次のとおり申し込みます。

記

(フリガナ) 被接種者氏名		男・女	生年月日	平成 年 月 日
				(歳 か月)
被接種者住所				
希望する予防接種名				

確認書を添えて、提出してください。